

## 評価委員会とは

- ✓ 医療及び経営に関する外部有識者により、法人の業務運営をチェックする知事の附属機関
- ✓ 専門性の高いチェックを開かれた場で行うことにより、法人の適切な業務運営を担保するとともに、P D C Aサイクルの透明性を確保

## 主な所掌事務

- ✓ 中期目標の策定、中期計画の認可する際に意見を述べること（令和6年度審議事項）
- ✓ 法人の業務実績を評価する際に意見を述べること（令和7年以降審議事項）

# ■地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会について

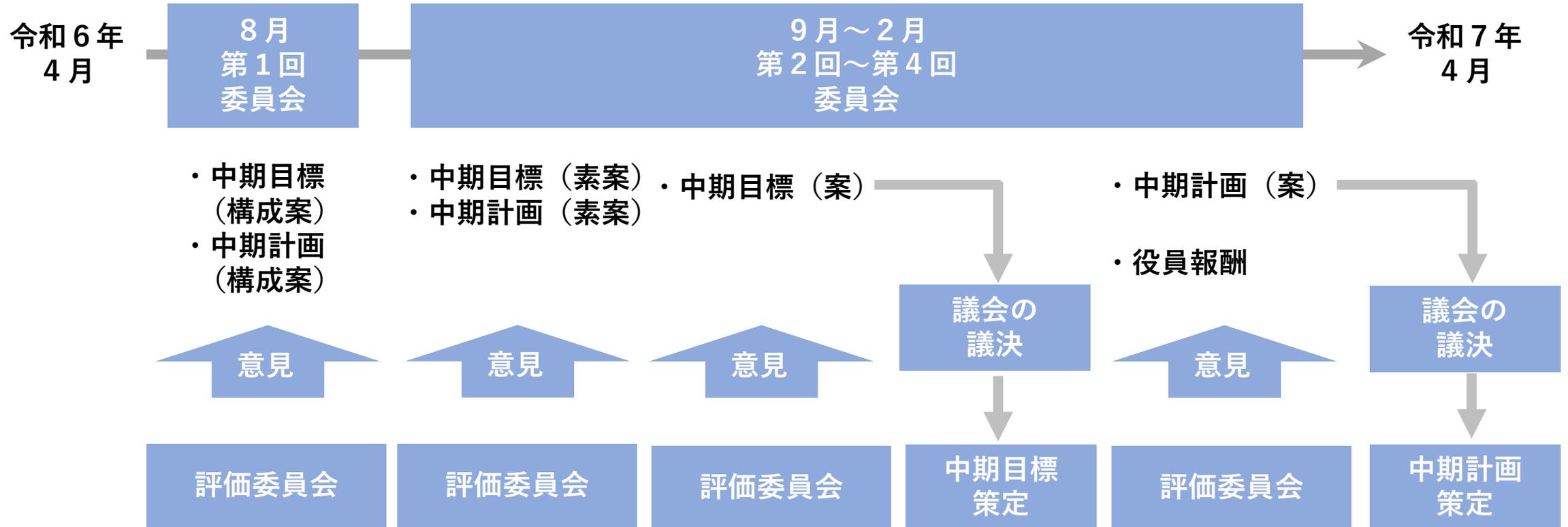
## 所掌事務

※根拠規定：地方独立行政法人法、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例

内容	根拠規定	令和6年度 審議事項
① 定款に記載している法人の種別の変更の際の意見	法第8条第4項	—
② 知事による中期目標の作成・変更の際の意見	法第25条第3項	○
③ 中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	条例第2条第1項	○
④ 各事業年度における業務実績についての評価	法第28条第4項 条例第2条第2項	—
⑤ 中期目標期間における業務実績についての評価	法第30条第2項	—
⑥ 出資等に係る不要財産の納付等について知事が認可する際の意見	法第42条の2第5項	—
⑦ 重要な財産を処分するに当たって知事が認可する際の意見	法第44条第2項	—
⑧ 中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講ずる再の意見	法第30条第2項	—
⑨ 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見	法第56条第1項 (法第49条第2項準用)	○
⑩ 知事に意見を述べた内容の公表	法第11条第3項	○

# ■地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会について

## 審議スケジュール



※令和7年度審議事項：地方独立行政法人広島県立病院機構の業務実績評価